

お忘れなく

税務課 資産税係

☎42・1291



固定資産税は、
事業用資産にも
かかります

固定資産税は、土地・家屋のほか、事業で使う資産、つまり償却資産についても課税されます。償却資産の所有者は、毎年資産が所在する市町村へ申告することが義務付けられています。

1 償却資産とは

償却資産とは、土地および家屋以外の事業用の資産で、法人税・所得税の計算において、減価償却資産として算入されるもののことです。（取得価格が少額である資産、そのほかの政令で定める資産などの例外あり）

なお、耐用年数が過ぎているが除却されていないものなども含まれます。

表1は、資産の種類および主な資産例を記載していますので、ご参照ください。

2 償却資産の申告

償却資産を所有している人は、賦課期日（1月1日）現在に所有している償却資産について、所在する市町村に申告しなければなりません。

（1）申告が必要な人

毎年1月1日現在で、須崎市内に事業用の償却資産を所有している人

（2）申告期限

毎年1月末日（土・日曜日の場合は翌平日）

（3）提出書類

①償却資産申告書（償却資産課税台帳）

②種類別明細書（増加資産・減少資産用・全資産用）

*郵送で提出する人で、申告書控用紙（受付印を押したものの）の返送が必要な場合は、80円切手を貼った返信用封筒を同封してください。

*全国統一の様式の記入事項のすべてを満たしている場合は独自の様式での申告ができます。
*須崎市税務課に申告書・明細書の様式、申告の手引がありますので、ご連絡いただくか、市ホームページの様式からダウンロードして記入をお願いします。

（4）申告の注意点

①前年度と資産の状態が変わらない場合でも、申告が必要です。
②廃業・解散などのときも、その旨を記入の上、申告が必要です。
③前年度において免税点未満の場合や、本年度が免税点未満になると思われる場合でも、申告が必要です。

免税点：賦課期日現在、須崎市内に所有する償却資産の評価額の合計（課税標準額）が、150万円未満の場合は償却資産には課税されません。

④申告年の1月1日に取得した資産は申告年から記入が必要です。注意してください。
⑤リース資産の納税義務者は、原則としてその資産の所有者であるリース会社です。リース会社に申告義務が生じます。リース期間経過後に、所有権が賃借人に移転することが当初から決まっているリース資産は賃借人に申告義務が生じます。

3 過年度更正と さかのぼり課税

申告・調査などにより更正が必要になった場合、資産の取得時期に応じて、最高5年度分さかのぼって税額の再計算を行います。また、初めての申告であっても資産の購入時期などの申告内容によっては、さかのぼっての課税になることがあります。